

新・民法小説（２） あらすじと注

あらすじ

第3話 7月中旬、夏学期のゼミも終わりに近づいたころ、花村教授は研究室でコンパを開いた。今期の花村ゼミのテーマは、「明治・大正期における法知識の普及」。学生たちは、リラックスした雰囲気の中で、それぞれ、どのような点が興味深かったか感想を出し合った。自由民権運動が、政治の話題だけでなく法学と繋がっていたことを発見できた、と言ったのは白川彩香。留学生の暁月は、明治時代、遠隔地の人々が大学の講義録を利用して法学を学習していたことが興味深い、と話した。明治期の自由民権運動の時代から大正デモクラシー時代にかけて、階層や地方格差を超えて脈々と続いてきた法律学習熱。それらが「法学全集」「法学雑誌」という形で引き継がれていったという。法学は、一般の国民にどのように影響を与えていったのだろうか？

第4話 暁月は夏休みを迎え中国の実家ではなく、叔母がいる京都に遊びに行くことにした。そのために新幹線に乗るところから第4話は始まる。暁月は叔母夫婦との食事の場で近代史を研究している叔父に駿々堂のことについて尋ねた。叔父からもっと調べてみれば、と言われ京都府立図書館へ行って駿々堂の本を何冊か見つけた。その中で「心斎橋北詰」という本を手に取り暁月は読み始めた。「心斎橋北詰」は駿々堂の歴史についての本であり、民法についての話は書いてあったものの「民法小説」の話は出てこなかった。暁月は少しがっかりしたが読み進めていた時、「探偵小説」という本の話を読んで暁月は「民法小説」は「探偵小説」の法律版なんだろうなと思った。本に夢中になっていたらいつの間にかもうお昼の時間になっていたので、暁月はまた今度読むことにして図書館を後にした。

注

第3話

1

夏の陽はなかなか落ちない 第3話の舞台は7月中旬ごろ。

小1時間 1時間弱。ほぼ1時間。(大辞泉より)

学士会館の分館 東京大学赤門の南側に位置していた学士会分館。千代田区神田錦町の「東京大学発祥の地」にある学士会館が、1945(昭和20)年9月から1956(昭和31)年まで連

合国総司令部(GHQ)に接収されていたので、本館に代わる施設として、1951(昭和 26)年 12 月に東京大学の土地を借り受けて建設された。中庭にはビア・ガーデンがあった。2009(平成 21)年 3 月、東京大学の本郷地区再開発計画により閉館・撤去された(学士会ホームページより)。現在は伊藤国際学術研究センターがある。

助教 「助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。」(学校教育法第 92 条第 8 項、2005 [平成 17]年改正で新設)

2

乾杯 喜びや祝福の気持ちを込め、杯を差し上げたり触れ合わせたりして、酒を飲むこと(大辞泉より)。

戦前の旧制高校 6年間の尋常小学校(義務教育)、5年間の中学校の後、3年間通う高等学校のこと。おおむね 17 歳から 20 歳時の3年間がこれにあたる。

このゼミもあと1回だけ 第3話の舞台は7月中旬ごろ。夏学期は、4月に始まり7月中旬から下旬に終了することが多い。

自由民権運動 1870 年代初頭は、廃刀令等に不満のある士族が中心となり、議会の開設を要求する運動をしていた。1874(明治 7)年には、土佐藩出身の板垣退助らが「民撰議員設立建白書」を提出するなどした。その後、地方の豪農(下記の注参照)にも運動が広まり、1880(明治 13)年には国会期成同盟が結成され、国会開設請願書が提出された(2府 22 県、8 万 7000 人の署名)。その後、運動は、困窮した農民らによって激化し、1880 年代前半は、福島事件、秩父事件などが起きた。これらに対して政府による弾圧が繰り返され、自由民権運動は次第に衰退した。(山川出版社『詳説日本史』等より)

よしやシヴィルは不自由でも、ポリティカルこそ自由なら 1870 年代頃に流行した「よしやぶし」の一句。「この歌はしばしば民権家批判の材料に使われる。シヴィル、つまり市民的権利＝私権はまだ不自由でも、ポリティカル、つまり政治的権利＝公権さえ自由なら良い、というような歌詞である。民権には私権と公権とがある。私権は市民的自由を内容とし、個人の基本的人権にもとづく。公権は政治的自由を内容とし、政治的権利にかかわる。明治の自由民権家はこの後者にかたより前者を軽視した。その気持ちがこの歌によくあらわれているというのである。」(色川大吉『自由民権』岩波新書、1981 年、127-128 頁)

フランス民法の最初の方に条文もある フランス民法第7条「私権の行使は、『市民』の資格から独立である。市民の資格は、憲法的法律にしたがって、取得され、かつ、保持される。」(1804 年制定。)この条文は、1889(明治 22)年に、以下のように改正された。「民事上の権利の行使は、政治的権利の行使から独立である。政治的権利は、憲法的法律および選挙の法律にしたがって、取得され、保持される。」(稲本洋之助訳)

豪農 広大な土地と財産を有し、その地方で勢力のある農家(広辞苑より)。江戸時代後半以降、農村への貨幣経済の浸透によって農民層の分解が進み、豪農が誕生した一方で多数の小作人が生まれた。明治時代、有力豪農は寄生地主となったのに対し、中小豪農は小農民らとともに地租改正、徴兵令反対、自由民権運動などに取り組み、挫折・没落した(百科事典マイペディアより)。

中江兆民 (なかえちょうみん) 1847～1901 年、政治家、思想家。フランスに留学し、帰国後、ルソーの「社会契約論」を訳してフランス系の天賦人權の思想を唱え、板垣退助を代表とする自由党の主張に大きな影響を与えた(浜島書店『新詳日本史』より)。

福沢諭吉 (ふくざわゆきち) 1834～1901 年、思想家、教育家。幕末に3度欧米を視察し、英米系の自由主義・功利主義思想を広めた。大隈重信率いる立憲改進黨が主張する、イギリス風の政党内閣制樹立の考えに、影響を与えた。(浜島書店『新詳日本史』より)

3

問わず語り 人が問わないのに、自分から語り出すこと。(広辞苑より)

胡適 (こてき) 1891～1962 年、中国の学者。白話文学(口語文による文学)を提唱した。(広辞苑より)

魯迅 (ろじん) 1881～1936 年、中国の文学者、翻訳家。日本に留学経験あり(仙台医専中退)。国民党政権の言論弾圧と闘った。(広辞苑より)

大略 事のあらまし。おおよそ。大体。(明鏡国語辞典より)

親シク 自分でじかに経験するさま。(大辞泉より)

頒ツ (わかつ) 分けて配る。分配する。(学研『常用漢字の難読辞典』より)

何時にても いつでも。(三省堂『法令難語辞典』)

頒布 品物や資料などを、広く配ること。(大辞泉より)

繰る (くる) とじてある紙などを順にめくる。(明鏡国語辞典より)

国会開設 自由民権運動の一環である国会開設の要求に対して、政府は1881(明治14)年10月、10年後の1890(明治23)年に国会を開設することを約束する勅諭を出した。(旺文社『日本史辞典』より)

条約改正:1886(明治19)年に起きたノルマントン号事件は、不平等条約改正への世論の気運を高めた事件の一つ。

帝国憲法発布をはじめとする諸法典編纂の動向:大日本帝国憲法は、1889(明治22)年2月11日、明治天皇により公布。

4

大正デモクラシー 日露戦争(1904～1905(明治 37～38)年)から大正末・昭和初期にかけて現れた政治・社会・文化面での民主主義的傾向の総称。大正前半期の主導的思想は吉野作造の民本主義であり、それを美濃部達吉らの天皇機関説が憲法学の面から支えた。(角川書店『日本史辞典』より)

淵源 物事が生起するおおもと。本源。(明鏡国語辞典より)

円本 関東大震災(1923〔大正 12〕年)後の出版界の不況打破のため、1926～1929(昭和 1～4)年ころまで予約売価1冊1円で出版された廉価版の全集・双書類。1926(昭和 1)年の改造社版『現代日本文学全集』に始まり、諸出版社が競って発行した。一時は 100 種以上に達したが、企画の重複などから急速に飽きられた。(百科事典マイペディアより)

配本 発行した本を小売店・購読者に配ること。(大辞泉より)

お開き 宴会などが終わること(学研『日本語「語源」辞典』より)。「終わる」「閉じる」をきらって言い換えたことば(明鏡国語辞典より)。

第4話

1

「のぞみ」 東海道・山陽新幹線で運行されている特別急行列車の愛称。平成 4 年に東海道新幹線で、翌年に山陽新幹線でも運行を開始。多くは東京・博多間を結び、「ひかり」「こだま」などより停車駅を減らして所要時間を短縮している。

初孫 (はつまご、ういまご) 「初孫」の読み方は慣用的に「ウイマゴ」。ただし現在では「ハツマゴ」という語の表記としても多くの辞書に登録されるようになり、「ウイマゴ」が伝統的だとしても、「ハツマゴ」でもすでに誤読ではないといえそうである。(朝日新聞出版発行「とっさの日本語便利帳」)

黒龍江省の牡丹江 (こくりゅうこうしょうのぼたんこう) i 中国東北地区の吉林省・黒竜江省を流れる川。牡丹嶺に源を発して北流し、依蘭で松花江に注ぐ。長さ 725 km。ムータンチアン。ii 中国、黒龍江省南東部、牡丹江中流に臨む工業都市。鉄道交通の要地。人口、行政区 101 万(2000)。月別平均最高気温が一番高いのは 7 月で 27.9℃、最低気温が一番低いのは 1 月で -22.6℃(1971 年から 2000 年までの平均値、中国気象局データ)。

叔母 父母の姉や妹。また、父母の兄弟の妻。父母の姉には「伯母」、妹には「叔母」の字を用いる。

渡りに舟 必要な物がそろったり、望ましい状態になったりして好都合なこと。

2

中国の民法改正 : 中華人民共和国(以下「中国」という)には、いわゆる「民法典」は存在せ

ず、

「民法通則(1986年4月12日公布、1987年1月1日施行、2009年8月27日最終改正・改正法施行)」

「物権法(2007年3月16日公布、同年10月1日施行)」

「契約法(原文は「合同法」。1999年3月15日公布、同年10月1日施行)」

「不法行為責任法(原文は「侵權責任法」2009年12月26日公布。2010年7月1日施行)」

などの個別の法律を総合して民法「的」内容の法律を構成してきた。

しかし、これらの複数の法律には矛盾がある部分もあり、統一民法典の起草の必要性が指摘されてきた(王利明(主編)『民法』(第5版)中国・中国人民大学出版社、2010年、6頁。)

そして、ついに2017年3月15日に中国民法典のうち、「総則」部分が全国人民代表大会で採択され、同日公布された。今後、順次民法典の続編を制定していき、2020年までに「中国民法典」を完成させる予定であるという。(中国における民法総則の検討—高橋 孝治)

丸善の閉店による騒ぎ 2004年9月、丸善雄松堂株式会社は日本橋店に代わる基幹店「丸の内本店」を丸の内オアゾに出店、その日本橋店は一旦閉店して建て替えを実施した。丸善の京都河原町店(京都市中京区)一三条通麩屋町にあった一初代店舗は梶井基次郎の小説『檸檬』の舞台であるが、河原町通蛸薬師上ルにあった2代目店舗は2005年10月に閉店した。閉店決定後には小説にちなんで多くのファンがレモンを置き残し、また『檸檬』の販売も急増した。

3

レファレンス 英語の原文は reference であり、参照のことを意味する。

『心齋橋北詰』(しんさいばしきたづめ) 駈々堂から出版された本。詰めとは、「はし。はじっこ。きわ。」という意味があり、心齋橋の北のはしの方にお店があったことが分かる。

見返し ①書物の表紙と本文との間にあって、両者の接着を補強する2ページ大の紙。一方は表紙の内側に貼りつけ、もう一方は「遊び」といって、本文に接する。②和装本で、表(おもて)表紙の裏にはる紙または布。著者名・書名・発行所などを印刷したものが多い。

奥付(おくづけ) 日本の書籍や雑誌において、一般に末尾に、著者あるいは編集者、発行者、発行所(地)、発行年など出版発売に関する情報を記載している部分。刊記に由来するものだが、江戸時代の出版取締のための法制化を経て、1893年(出版法)により不可欠のものとなった

4

銭 1871年(明治3-4年)に新貨条例により円・銭・厘が新通貨として導入され、「銭」には新たな意味を与えられた。この銭は、0.01円・10厘に等しい。1両=1円の切り替えレート(および1両=4000文のレート)から換算すると、銭(新)=40銭(旧)となる。1953年(昭和28年)に小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律により廃止され、現金単位としては役割を

終えた。(ウィキペディア)

羽根がはえた 品物がどんどん売れるようすのたとえ。また、物や金などがどんどん減るようすのたとえのことを指す。例、「石黒さんの著作は時下、羽が生えたように売れていく」。

徴兵令 徴兵令(明治 22 年 1 月 22 日法律第 1 号)とは、国民の兵役義務を定めた日本の法令を指す。1873 年に陸軍省から発布された後、何度か改定が繰り返された後、1889 年(明治 22 年)に法律として全部改正された。1927 年(昭和 2 年)の全部改正の際に、題名も「兵役法」に変更され、1945 年(昭和 20 年)に廃止された。

婚姻制度 戦前の法律による結婚適齢は男子 17 歳、女子 15 歳であった。

まことしやか [形動][文][ナリ]いかにも本当らしく見せるさま。

ジグソーパズル(jigsaw puzzle) 一枚の絵を幾つかの小片(ピース)に分解して、分解した物を再び組み立てるといふタイプのパズル。

5

矢継ばや 原義は矢を続けて射る技の早いことであり、続けざまに素早く事を行うことをいう。

『**薄皮美人**』 1893 年、駸々堂が出版した浮世舎まよの著作である。国立国会図書館所蔵。

『**鬼美人**』は今古堂が 1893 年菊亭、笑庸の著作である。国立国会図書館所蔵。

淀み無く [副]《形容詞「淀み無い」の連用形から》つかえることなく、すらすらと進むさま。「長文を一読む」

淵 : 底が深く水がよどんでいる所。⇔ **瀬** : 川などの流れが浅く歩いて渡れる所。浅瀬。「瀬を渡る」

様に依て胡蘆を画く(ようによりて ころをえがく) 《「東軒筆録」から》様式に従ってひょうたんを描く。先例に従っているだけで創意工夫がないことのたとえ。

難波の葦、伊勢の浜荻(なにわのあし、いせのはまおぎ) 難波で葦と呼ぶ草を伊勢では浜荻と呼ぶ。物の名や、風俗・習慣などは、土地によって違うことのたとえ。

春陽堂(しゅんようどう) 春陽堂の創業は明治 11 年(1878 年)と見られています。神田泉町に開いた小さな店からその歴史は始まりました。創業者の名は和田篤太郎。…その後、店は日本橋へと移転されます。ほかの多くの本屋と同様、当初は本の取次と自社出版の両方を手掛けていましたが、やがてそれまでになかった新しいタイプの文芸書や外国文学、その他のジャンルを開拓していきました。…明治 22 年 1 月には春陽堂の代表的雑誌「新小説」が産声をあげました。…(春陽堂ウェブサイト)

相馬事件 事件の経緯。旧中村藩¹の藩主、相馬誠胤は 24 歳のころから精神変調の兆候を示

¹ 1871 年 8 月 29 日、廃藩置県により中村藩は消滅し、中村県が成立した。その後、中村県は 1872 年 1 月 9 日には平県(旧磐城平藩)と合併されて磐前県となり、その磐前県も 1876 年 8 月 21 日の福島県成立によって消滅した。

し、1879年に家族が自宅監禁を申し入れ、以後自宅で監禁、後に「癲狂院」（現在の精神科病院に相当）へ入院させた。1892年、相馬誠胤が病死。これを関係者の志賀直道の主家のつとりの陰謀と考えた（旧藩士）錦織剛清がこれを毒殺によるものとし、1893年、相馬家の関係者を告訴、遺体を発掘して毒殺説を裏付けようとした。しかし最終的に、死因が毒殺とは判定できなかった。1895年、錦織が相馬家側より誣告罪で訴えられ、後に有罪が確定。事件は収まりを見せた。

相馬事件がきっかけとなり、精神病患者の監護（監禁および保護）の手続きについて問題意識が高まり、1900年に精神病患者監護法が制定された。

（参考）

中国の婚姻の条件

積極的条件	①「自願」、即ち自己意思で結婚。強迫の結婚は取り消すことができる。（『婚姻法』第5条） ②年齢（男22、女20、『婚姻法』第6条）
禁止条件	① 重婚。（『婚姻法』第10条項）②「近親」。「近親」とは、「直系血親」、三代内の「旁系血親」のことを指す。「直系血親」とは、直接的な血縁関係を有する親族であり、父母、祖父母、外祖父母及び子女、孫等のことを指す。三代内の「旁系血親」とは、「直系血親」を除き、自己と同じ直系血縁の親族を有し、その親族から数えて二つの世代の親族であり、「伯、叔、姑、舅、姨、侄子（女）、外甥、外甥女、堂兄弟姐妹、姑舅表兄弟姐妹、姨表兄弟姐妹、双子」を指す。（『婚姻法』第7条項）③医学上に結婚すべきではない病気にかかっている。（『婚姻法』第7条2項）

イヴ・モンタン事件 フランスの俳優・歌手。1921年に生まれて1991年に死亡した。生前親子確認訴訟でオロル・デュロサルという22歳の女性と争っていたがDNAの提出拒否し続けていた。死亡後の1997年11月、裁判所はDNA検査をしない限り親子確認が不可能だとして死体を発掘することを命令した。生前同意していないDNA検査であるし、死体を発掘するという倫理的な問題が絡むので批判されたが裁判所は家族が明白な反対意思を表明しない限り親子確認のためにはこのような措置は不可欠であると主張した。遺族が反対できない理由として、フランスの裁判所は本人が検査を拒否し続けた場合事実上親子を確認したこととみなし本人に不利な判決にすることが慣行であることがあげられる。（1997年11月8日京郷新聞—パリAFP連合の記事を要約）